

登山アドバイザー派遣事業実施要綱

健康体育課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立学校が実施する登山活動に、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を派遣し、アドバイザー派遣に係る経費（謝金）を健康体育課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 安全登山の実施に向け、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ1、コーチ2、コーチ3又はコーチ4の資格保持者
- (2) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則して1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 健康体育課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を払い込むための事務手続きを行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要領」に定める。

附 則 (平成30(2018)年5月31日付けスポ振第113号スポーツ振興課長通知)
この要項は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

附 則 (平成31(2019)年4月1日付けスポ振第18号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

附 則 (令和2(2020)年3月31日付けスポ振第803号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、令和2(2020)年3月31日から施行する。

附 則 (令和4(2022)年8月17日付けスポ振第490号スポーツ振興課長通知)
改正後の要綱は、令和4(2022)年8月17日から施行する。

附 則 (令和5(2023)年4月1日付け健体第114号健康体育課長通知)
改正後の要綱は、令和5(2023)年4月1日から施行する。